

# 中国国内三大ユダヤ移民グループの国籍と 法律問題（1840～1945）

潘 光

（訳：坂井田夕起子）

1. 香港と上海のセファルディ系ユダヤコミュニティ
2. 北から南に発展したロシア系ユダヤ人
3. 中央ヨーロッパから上海へ。ドイツ占領地区から来たユダヤ難民

19世紀中葉、黄河河畔の古い開封ユダヤコミュニティは次第に中国に同化していったが、同じ時期、新たなユダヤ移民が中国に到達し、定住していった。彼らは最初、南シナ海沿岸の香港と東シナ海岸の上海に住みつき、その後、東北や華北の諸都市に新しいコミュニティを形成していったが、それは開封のユダヤコミュニティとは全く異なるものだった。我々は、中国のユダヤ移民について、1840年を一つの端緒と考えている。それは、イギリス帝国がアヘン戦争をひきおこし、鎖国していた清帝国の門戸を大砲でこじ開けたことで、ユダヤ人を含む外国人が再び中国国内に多数進入できるようになったからである。

1840年以降、一世紀にわたってユダヤ人たちは中国へやって来たが、その流れには三度の高揚期があった。第一期は、19世紀40年代以後の数十年である。商業・実業を営むセファルディ系ユダヤ人たちが、イギリス領の中東、南アジア、東南アジアから中国にやってきた。第二期は、19世紀末以後の数十年である。ロシア系ユダヤ人は、反ユダヤ主義と革命、内戦を逃れ、生活するためにやってきた。第三期は1933年から1941年であり、ナチス統治下のヨーロッパからユダヤ難民が中国に亡命した。本論はこれら三期に形成された三大ユダヤ移民グループと、その法的地位、特に国籍問題について考察する。

## 1. 香港と上海のセファルディ系ユダヤコミュニティ

### (1) 中国における発展

セファルディ系ユダヤ人<sup>1</sup>が中国にやってきたのは、アヘン戦争後のイギリスによる対華貿易攻勢の中だった。彼らは、イギリス勢力圏のバグダード、ボンベイ、シンガポール等からやってきたが、その多くがイギリス国籍の商人と実業家であった。サスーン家はバグダード出身であり、後にインドで発展した。彼らは最初、香港と上海に商会を設立して

商売や事業を行った。サスン家に続き、バグダード出身のセファルディ系ユダヤ人ハルドゥーンやカドゥリー等も中国にきて発展した。香港と上海は、その開放的な外国貿易センターとして、彼らの開拓の拠点となったのである。彼らはすぐに才能を発揮し、イギリス各属領との伝統的つながりや上海・香港の地理的優位によって貿易を発展させ、巨額の富を蓄積した。また、不動産や金融業、公共事業及び製造業にも投資したことで、上海と香港で最も活躍する外国ファミリーとなり、その影響は中国国内だけでなく極東にも及んだ。1858年、最初のユダヤ人墓地が香港のハッピーバレイに建設された。四年後には、上海にもユダヤ人墓地が設立された。これは当時、香港や上海に住むユダヤ人が相当数いたことを示している。でなければ、ユダヤ人墓地建設の必要はなかったであろう。1887年、セファルディ系ユダヤ人は、上海に初めてのシナゴグ（ユダヤ教会堂）—エルを建設し、1902年には香港にオヘル・リスというシナゴグを設立した。これは香港・上海のユダヤコミュニティ形成の指標である。ユダヤ人の血をひく M・ネーザン卿が香港総督の時期、香港のユダヤコミュニティは飛躍的に発展した。

セファルディ系ユダヤ人は、積極的にコミュニティの公益事業や慈善事業にも従事した。例えば、ユダヤ人クラブをつくり、学校等を経営し、後から来たロシア系ユダヤ人やヨーロッパ系ユダヤ難民に対する支援を行った。彼らはシオニズム運動<sup>2</sup>を支持しつつ、自分の利益維持のために中国政治に介入し、中国文化事業への支援を行い、中国の多様な社会的政治権力者と親善関係を保持した。例えば、富豪ハルドゥーンは、一方で清王室と姻戚関係を結び、他方では反清革命党と秘密に連絡をとっていた。その後も、北洋政府の要人や各地の軍閥との親密に交際するなど、一貫して各派政治勢力と関係を持っていた。同時に、彼は王国維や徐悲鴻等の学術研究や芸術創作にも気前よく援助した。

1937年、日本が中国に対して戦争を開始すると、セファルディ系ユダヤ人の在華利益は大きな被害を受けた。1941年の真珠湾攻撃以後、日本軍は上海と香港を占領し、セファルディ系ユダヤ人が日本占領地区に所有する財産を奪った。イギリスとアメリカの国籍を持つセファルディ系ユダヤ人は日本の敵と見なされ、ゲッターに閉じ込められたのである。第二次世界大戦後、中国の内戦勃発と新中国建国に伴い、セファルディ系ユダヤ人は財産を序々に香港や海外に移し、あわせて香港を中国と西側の主要貿易ルートにするという有利な態勢をとっていった。ユダヤ商人グループは、中国国内～香港～西側諸国の三角貿易の中で、終始重要な働きをしていた。中国の改革開放実施以来、多くのユダヤ商人が再び中国国内に投資し、中国経済が急速に成長している。この状況下で彼らは中華経済圏との伝統的な結びつきを更に強くしている。

## (2) 国籍のもたらす特権

圧倒的多数のセファルディ系ユダヤ人はイギリス国籍を取得し、そのうちの少数はアメリカ国籍やフランス国籍等をも有していた。この事実が証明するのは、法的地位が中国の半植民地社会において彼らの政治的特権を保持し、商業利益の拡張に非常に重要だった

ということである。

例えば、セファルディ系ユダヤ人グループは、最初になぜ上海を選択し、香港を拠点としなかったのだろうか？主な理由は二点ある。第一点は、アヘン戦争後の香港がイギリス領となり、その所得税率が高額だったためである。特に第一次世界大戦後、イギリス政府は本国と属領の商工業から剰余税を引き出そうとし、税務負担を重くした。しかし同時期、上海の共同租界は家屋税と土地税だけを徴収し、その他の事業は等しく免税され、商工業発展の条件として有利であった。貿易の輸出入についても、上海は対外的に開放された通商港であり、その特惠関税は外国商人に対してきわめて大きな魅力を持っていた。中英「南京条約」が規定する中国通商港の関税は“公平議定”であった。その後、中英「通商章程善後条約」は正式に輸出入貨物税率を規定し、絹・茶・アヘン以外の全ての貨物に対する税金を一律五分と定めた。中仏・中英「天津条約」も、外国商船が中国の各通商港において自由に中継貿易をし、課税が重複しないことを許可した。これらの特殊な優遇は、外国商人が対中貿易を行うのに非常に有利となった。第二点目は、上海に外国租界が建設され、相対的に独立した行政権・立法権・司法権を有したことで、外国商人も居住と投資の特権を獲得したからである。特に上海の共同租界は、イギリス人が支配的地位を持ったため、イギリス国籍のユダヤ商人にも有利な条件を生み出した。

このような状況下で、香港のユダヤ資本が上海に向かって全面的に移転したのである。第一次大戦後、上海のセファルディ系ユダヤ人グループの繁栄は全盛を極めた。サスーン、ハルドゥーン、カドゥーリ等のファミリーは上海の多くの商工金融企業をコントロールし、上海バンドで最も活躍する外国グループとなり、上海だけでなく中国経済および極東経済に大きな影響力を持った。明らかに彼らのイギリス国籍がこの発展において重要な働きをしたのである。

セファルディ系ユダヤ人は、一度は上海を中国の活動拠点にしたが、彼らは香港の働きをも重視した。20世紀20年代以後の状況は、まさにそのようであった。香港の経済力、貿易力は日増しに強くなり、極東だけでなく全世界においても地位が日々向上し、イギリス統治下で政治情勢も比較的安定していた。一方で、中国国内は軍閥戦争と革命の嵐によって政局が動揺し、経済発展にきわめて不利な状況にあった。このことから香港は、上海・天津等の国内の大都市に代えがたい働きを始めた。セファルディ系ユダヤ商人も再び香港に目を向け、香港での商業貿易活動を活発化し、香港のユダヤコミュニティを拡大させた<sup>3</sup>。イギリスの法律との関係は、彼らの発展を促した大きな要因であったとみることができる。

実際、上海・香港のユダヤコミュニティは、終始密接な連携を保っていた。例えば香港上海銀行の創設と発展が一例である。1864年、サスーンや宝順等の商会と大英輪船会社が、共同で香港に香港上海銀行を創設したのは、当時の在華外商銀行がイギリスかインドの銀行の支店ばかりで、対華貿易の急速な発展に適応していなかったためである。1865年3月、

香港上海銀行は香港と上海の両地で正式に開業し、ダヴィッド・サスーンの第五子アーサー・サスーンが主任理事会の八名の理事の一人になった。その後百年近くの間、サスーングループは香港上海銀行の理事会の中で重要な働きをした<sup>4</sup>。香港上海銀行の英文名称は **Hong Kong & Shanghai Banking Corporation** であり、上海と香港の商業貿易の密接な関係を反映している。当時の多くのイギリス商人グループは、みな香港と上海に二つの拠点を持っており、セファルディ系ユダヤ商人グループも例外なく上海と香港を中国業務の二つの拠点にしていたが、それは中国国内及び国際情勢の変化に基づいて、ある時は上海を、またあるときは香港を拠点にしたに過ぎない。ここではイギリス国籍が、上海と香港の彼らの活動を結ぶ紐帯にもなっていたのである。

20世紀20年代、セファルディ系ユダヤ商人グループは上海と香港だけでなく、中国全土や極東にも影響を及ぼしていた。彼らは、大連、青島、寧波、広州等の沿海諸都市でも発展し、さらには中国の買弁を通して西北や西南にも拡大したが、主な居住地はやはり上海と香港であった。当時の上海と香港のセファルディ系ユダヤ人は約千人から千二百人で、人数は多くないものの十分に裕福で、かつ密接に連携した二つのユダヤコミュニティを形成していた。彼らの絶対多数はイギリス国籍で、ユダヤコミュニティの活動に参加すると同時にイギリスのコミュニティ活動にも積極的に参加した。このことが上海・香港のセファルディ系ユダヤコミュニティに濃厚なイギリス植民地主義の特徴を持たせ、彼らを一般の中国人の上に位置させていたのである。

## 2. 北から南に発展したロシア系ユダヤ人

### (1) 中国生活の概況

セファルディ系ユダヤ人と異なり、ロシア系ユダヤ人（アシュケナジイ）<sup>5</sup>に中国行きを促したのは商業的動機ではなく、19世紀80年代からおこったロシアや東欧ヨーロッパの反ユダヤ主義であった。この狂気の嵐は数百万のロシア系ユダヤ人を北アメリカに移民させた。また、数万のロシア系ユダヤ人はシベリア経由で中国東北や内モンゴルに逃れ、更に南下した。その間、中国が中東鉄道（東清鉄道という呼び方もある一訳者注）を敷設したことで、ロシアの在華勢力も拡大した。日露戦争、およびロシアの1905年と1917年におこった二度の革命は、ロシア系ユダヤ人をさらに中国に押し出す要因となった。彼らは、主な居住地ハルビンとその周囲の地区で、極東最大のユダヤコミュニティを形成した。また、一部のユダヤ人はハイラルや満洲里、チチハル、長春、瀋陽、大連等に散らばって住んだ。1931年、日本軍が東北を占領して満洲国を建国すると、彼らの多数は南へ移動し、上海、天津、青島等にコミュニティや居住地を設立し、さらに少数は香港までやってきた。

中国に来た当初、ロシア系ユダヤ人の多くは貧しく、僅かな商売しかできなかったが、その後の努力によって中産階級に上昇し、人数ではセファルディ系ユダヤ人を大きく上回り、積極的に活動するコミュニティを形成した。前世紀20～30年代のハルビン中央大通り、

上海南京路、霞飛路（現：淮海中路——訳者注）の多くのレストラン、本屋、パン屋、玩具店、皮革店、写真店はすべてロシア系ユダヤ人の経営であった。

彼らの中には専門技術者や文化人もおり、彼らは中国人やロシア人、セファルディ系ユダヤ人等の外国人が設立した機関・企業で働き、そして多くの人々が中国経済や文化の発展に貢献した。例えば、著名なロシアのユダヤ系作曲家アーロン・アヴシャルモフ（Avshalomov）が一生かけて制作した数十曲は、すべて中国を題材にした作品で、その中で『孟姜女』が最も有名である。ロシア系ユダヤ人の多くは中国を第二の祖国と見なし、自らに学んで中国文化に溶け込み、中国とユダヤ、ユダヤとロシアの文化交流に積極的な働きをした。

新中国成立後、多くのロシア系ユダヤ人は依然中国で生活し、一部のソ連パスポート保持者は「ソ連専門家」となった。「文革」開始までに、最後のロシア系ユダヤ人たちも中国を離れたが、少数の中国ユダヤ混血家庭の末裔たちは、今なお上海や香港で暮らしている。

## （2）国籍保持と無国籍のはざま

1917年以前に中国にやって来たロシア系ユダヤ人は、みなロシア国籍を持っていたが、1917年の革命によって、大多数のロシア系ユダヤ人は無国籍外国人になってしまった。第二次世界大戦勃発までのソ連と日本の間には戦争がなく、中立条約も調印されたので、多くの在華ユダヤ人は多様な事情によりソ連国籍を取得した。

早くも19世紀80年代初めには、少数のロシア系ユダヤ人が反ユダヤ主義から逃れて中国に来ていた。しかし、ロシア系ユダヤ人の大規模な中国への移住は、中東鉄道建設以後である。1896年、中国とロシアが一連の条約と合意を結び、中国はシベリアを経て黒龍江・吉林両省を経由し、ウラジオストクに至る鉄道の建設を許可した。この鉄道は、露清銀行が設立した中東鉄道株式会社が敷設し、運営した。1898年、ロシアは清朝政府に「旅大租地条約」の調印を迫り、旅順港を占拠した。1900年には、ロシアは八カ国連合軍の中国侵略の機会を利用し、中国東北三省を侵略した。これら一連の過程において、ロシアは中国東北と内モンゴルにおける勢力を拡大し、東北三省に来るロシア人も日増しに増えていった。さらに多くのロシア人に中国東北への移住を奨励するために、帝政ロシア政府は、この「天国」へ移住したいというロシア人（ユダヤ人等少数民族の末裔を含む）は全て、「宗教上の信仰の自由を得られ、商業的権利は無制限であり、制約のない学校に入れる」とうけあった<sup>6</sup>。ユダヤ人に対する制限と迫害を逃れるため、相当数のロシア系ユダヤ人が中国に移住し、1903年、五百人に達したハルビンのユダヤ人は、ハルビンユダヤ人協会を設立し<sup>7</sup>、同年最初のシナゴグを建設した<sup>8</sup>。これは、ハルビンにユダヤコミュニティが形成されたことの指標である。1904年には日露戦争が勃発した。翌年、日露戦争はロシアの敗北によって終わりを告げ、ロシア国内の社会的危機を加速させ、1905年の革命を勃発させた。統治階級は矛先を転換するため、さらに反ユダヤ主義を扇動し、ますます多くのユダヤ人が中国にやってきた。日露戦争終結後、中国東北のロシア軍はロシア国内に撤退を開

始し、日本側もロシア軍捕虜の返還を始めた。しかし、多くのユダヤ人兵士と捕虜はロシアへの帰国を望まず、一部の人々は東北部に留まり、さらに一部は上海や天津等に向かった。1904年、ユダヤ人は天津にユダヤ人墓地をつくった。1905年には天津にユダヤ教公会を設立し、部屋を借りて臨時のシナゴグをつくった<sup>9</sup>。また1911年には、ヘブライ協会と慈善協会を設立し、資金を募って貧しいユダヤ人を救済したが<sup>10</sup>、これらは天津にユダヤコミュニティが成立した指標といえる。

ロシア系ユダヤ人の中国における様々な活動は、すべてロシア国籍と密接な関係がある。ロシア国内において、ロシア国籍は彼らの二等国民的立場を変えることはできないが、中国ではロシア国籍が彼らにあらゆるロシア人と同じ権利と特権を享受させた。このことは、彼らが中国で生活をしたり、長期滞在を希望する大きな要因になっていた。その後、ロシア帝国の衰退に伴い、ロシア国籍の威力もまた消えていった。

1917年、ロシア十月革命が勃発すると、ロシア帝国は瓦解し、中国のロシア系ユダヤ人たちは無国籍外国人となり、きわめて少数のロシア系ユダヤ人だけがソ連国籍を取得した。内戦の激化に伴い、多くのロシア系とポーランド系ユダヤ人はシベリアを越えて中国東北部に流れ込み、ハルビンのユダヤ人は急増した。1920年には12000人から13000人にも達し、ハルビン等を経由して北米やヨーロッパへ移動するユダヤ人は1万人にもものぼった<sup>11</sup>。さらに一部のロシア系ユダヤ人は、陸路を南下したり、海を経由するなどして天津・上海に到達したことから、20年代、ハルビン・天津・上海の三都市はロシア系のユダヤコミュニティが急速に拡大した。しかし、20年代末よりハルビンや東北のユダヤコミュニティは外部からの衝撃に遭遇し、ゆっくりと衰退を開始した。まず、ソ連政府が1928年に中東鉄道株式会社の管理権を中国に返還し、これが東北経済における中国人の参与を増加させ、ユダヤ企業をさらなる競争に直面させた。この後、日本が中東鉄道をコントロールしたことで、多くのロシア人が鉄道地区とハルビンを離れ、鉄道会社を主なサービス対象にしてきたロシア系の零細商人たちは拠所を失った。さらに、1929年の世界恐慌は、ハルビンのユダヤ経済に深刻な打撃をもたらし、特に外国貿易と皮革産業に従事してきた商店に大きな損失を与えた。1931年、日本軍が東北を侵略し、1932年に満洲国を建国すると、ユダヤコミュニティは深刻な経済的打撃を被った。それ以前は、軍閥政権であろうと国民政府であろうと、東北地区に対して寛容な統治を行っており、それがユダヤ人経済を急速に発展させた主な要因であった。しかし、日本は東北を占領した後、当該地区の統治を強化したことから、ユダヤコミュニティも新たな権力と向き合わざるを得なくなり、多くの企業と商店は困難を強いられた。さらに悪いことに、ヨーロッパの反ユダヤ主義の再燃により、ハルビン等では白系ロシア人が暗躍し、彼らはファシスト党の反ユダヤ活動を支持した。1933年、ユダヤの富豪ヨセフ・カスベの息子シモン・カスベが誘拐され殺害された事件は、ハルビンの反ユダヤ活動が最も激化したものであった。事件後、ハルビンと上海のユダヤコミュニティは、日本の外務省に対して抗議をした。ハルビンのユダヤコミュニティはシモ

ンのために盛大な葬儀を行い、数千人のユダヤ人と中国人、その他の外国人が葬儀に参加した<sup>12</sup>。1934年、偽満洲国政府民政部は白系ロシア人事務局を設立し、ロシア系ユダヤ人に対して監視を行った<sup>13</sup>。日本の「ユダヤ問題専門家」たちは親ユダヤ政策の実施によって、満洲統治の強化とイギリス・アメリカ・ソ連との関係緩和を提案したが、30年代中期になると、およそ70%のハルビン在住のユダヤ人が、東北を離れて上海や天津、青島等に南下していった<sup>14</sup>。上海のロシア系ユダヤ人は、まず上海白ロシア居民委員会に加入したが、委員会内部には比較的強い反ユダヤの傾向が見られ、ロシア系ユダヤ人の合法的な権益の保障を難しくしていた。したがって、ロシア系ユダヤ人は、1932年に自分達の独立組織——上海ユダヤ宗教公会を設立した。これは上海の白系ロシア組織内部で引き起こされた争いであった。白系ロシア指導者のガリボフ将軍は、上海ユダヤ宗教公会がソ連の指導下に入らないことを責めた。上海ユダヤ宗教公会はこれに対してを声明を発表し、白系ロシア組織の活動とは何の関係もなく、いかなる責任も負っていないことを明らかにした<sup>15</sup>。1937年、上海ユダヤ宗教公会は、正式に上海工部局に登録された。会内には主席団と幹事会を置き、宗教、教育、救済、葬儀、医療、対外連絡等の各方面の事務を処理し、同時にシナゴグやユダヤ借款所、ユダヤ養老院、ユダヤ聖葬社、ユダヤ救済会等の機構が日常的に会の業務を指導監督した。1932年夏、ロシア系ユダヤ青年は、イギリス人が創設した上海万国商団内に、独立した準軍事部隊——ユダヤ分隊を設立したが、これは当時、世界各国のユダヤコミュニティの中でもきわめて珍しいものである。

以上の展開から、ロシア系ユダヤ人が無国籍外国人となった後の三つの結果を見ることが出来る。第一の結果は、権利や特権を享受できるロシア国籍を失ったことで、彼らが政治的経済的危機に直面したことである。それはロシアの影響が急速に衰えた東北に顕著にあらわれ、生活水準の低下はロシア系ユダヤ人の南下を引き起こした。第二の結果は、ロシア国籍を失った彼らがユダヤの特徴を強め、政治的経済的活動において強烈なユダヤの独自性をあらわしたことである。そのことは、彼らと世界各地のユダヤコミュニティとの連繫を切り開いたが、同時に反ユダヤ主義の攻撃を受けやすくなった。三つめは、西欧において邪悪視されていたソ連政権との関係がなくなったことで、彼らは西ヨーロッパ各国および在華欧米人との伝統的つながりを保持でき、中には西ヨーロッパ諸国の国籍や居住権を得た者もいた。

1941年12月の真珠湾攻撃後、日本軍は上海租界と香港を占拠し、中国国内のロシア系ユダヤ人の大部分が日本統治下に入るようになった。しかし、ヨーロッパ系ユダヤ難民や敵性外国人となったセファルディ系ユダヤ人に比べると、ロシア系ユダヤ人の境遇は恵まれていることが多かった。その主要因は、まさに彼らのロシアの背景であった。すなわち真珠湾攻撃八ヶ月前——1941年4月、日本とソ連は「日ソ中立条約」を調印した。条約は、両国間の平和的友好関係の維持を保障し、もし締結した一方が第三の一国もしくは数カ国の軍事行動の対象となったときも、もう一方の締結国はすべての衝突過程において中立を

保持すると規定していた<sup>16</sup>。1941年6月の独ソ戦争勃発後、この条約によってソ連はドイツと日本による挟撃を免れることができた。同様に、1941年12月、対英米戦に踏み切った後の日本は、この条約がソ連の対日作戦介入を阻止することを切望し、あらゆる方法によってソ連との友好関係を維持したいと願った。このような国際情勢は、日本統治下におけるロシア系ユダヤ人にきわめて有利に働いた。なぜなら一部のロシア系ユダヤ人は身の安全を考慮し、ソ連パスポートを取得していたからである。これによって彼らは中立国民の身分を享受し、たとえソ連パスポートを持たないロシア系ユダヤ人であってもロシア的背景によって中立国の人間と見なされたのである。日本当局が、ドイツの提案する上海ユダヤ人虐殺の“マイジガー計画”(後述)を執行しなかったのは、ロシア系ユダヤ人の問題が日ソ関係に悪影響を与えることを心配したからである。このように、日本占領区内において、ロシア系ユダヤ人一般は中立国民の待遇を享受し、移動や仕事、通学、商業などを自由に行うことができた。例えば上海では、日本軍が租界を占領した後、セファルディ系ユダヤ人の一部が財産をロシア系ユダヤ商名義にしたので、ロシア系ユダヤ人の経済力は増加した。東北と華北のロシア系ユダヤ人の状況も、上海とほぼ似ていた。その中立国民の身分を利用して事業を継続すると同時に、細心の注意を払って日本当局との友好関係を維持し、可能な限り政治的紛争を避けた。なぜなら、「満洲国」は日本人が独立国と見なしていたので、東北各地のロシア系ユダヤ人の状況も特殊だったのである。東北の環境は比較的安定し、日本上層部との関係はさらに密接であった。たとえば、日本の政策決定グループにマイジガー計画を執行させないよう説得するような場面では、ハルビンのユダヤコミュニティが重要な役割を發揮した。戦時の特殊な条件によって、戦争終結時までの中国国内のロシア系ユダヤ人の境遇は、ヨーロッパのユダヤ難民やセファルディ系ユダヤ人たちの受難に比べ、幸運な部分が多かった。

ソ連国籍の取得やソ連との法的関係の部分的復活により、ロシア系ユダヤ人は「日ソ中立条約」の擁護を受け、比較的良好な生存環境を獲得した。そして、ユダヤ民族は複雑に錯綜し、急激に変化する形勢の下で自らを保護する能力を十分に發揮することができたのである。きわめて少数のソ連国籍のユダヤ人が、1945年8月の日ソ開戦後に困難に直面したのを除き、大多数のソ連国籍を有するユダヤ人たちは、ソ連との法的関係の中で利益を得た。共産党軍による東北解放後も、ソ連国籍によって彼らを得た利益は少なくない。

### 3. 中央ヨーロッパから上海へ。ドイツ占領地区から来たユダヤ難民

#### (1) 中国のユダヤ難民

なぜユダヤ難民が上海に避難してきたのだろうか？理由の一つは、上海の特殊な開放状況にあり、二つには世界の多数の国家がユダヤ人を拒絶したからである。1843年以後、上海は外国人に門戸を開いてきた。その一世紀近い中で、各種各様の移民と難民が容易に上海にやってきて、特に租界に生存の地を見出した。1937年「八一三事変」後、日本軍は上



海の一部地区とその周辺を占領した。共同租界とフランス租界は、日本軍占領区域内に囲まれて“孤島”となり、わずかに海路だけが外部世界と連絡していた。このような状況下、1937年秋から1939年秋までの2年近い間、上海は一種の“パスポート・ビザ失効”状態にあった。上海に入る際、外国人もパスポートやビザが不要だったため、ユダヤ難民は管理の隙間を利用してたのである。当時の国際環境は、世界規模の経済危機と迫る戦争の脅威によって、各国が嚴重に移民の入国を制限し、ヨーロッパのユダヤ難民は逃げ場を探しにくくなっていった。1939年5月、イギリスはユダヤ移民がパレスチナに進入するのを厳しく制限する白書を発表した<sup>17</sup>。世界で最大のユダヤコミュニティを有するアメリカも、ユダヤ難民の受け入れに対しては様々な理解に苦しむ制限を作り出している。1939年5月、アメリカ政府は九百名のドイツ系ユダヤ難民を乗せた「セントルイス」号の入国を拒み、1940年にはアメリカ議会がユダヤ難民に対し、アラスカを開放する議案を否決した。1941年、アメリカ議会は再び二万人のドイツ系ユダヤ人児童の受け入れ議案を拒絶した<sup>18</sup>。1938年に召集されたユダヤ難民問題を討論するエビアン会議上で、あらゆる参加国がみなユダヤ人に対して同情を示したが、しかしユダヤ難民の受け入れを表明した国は一つもなかった。このような「活路が見出せない」状況で、死の脅威に直面したヨーロッパ系ユダヤ人は、当時世界で唯一彼らに対して門戸を開いている東方の大都市上海に亡命せざるを得なかった。1933年から1941年まで、ヒトラーの虐殺から逃れた多数のヨーロッパ系ユダヤ人は、遠路苦難の果てに上海にやってきたが、その総数は三万人にも達し、そのうち数千人がさらに第三国に去っていった。1941年12月の太平洋戦争勃発までに、二万五千人程のユダヤ難民が上海を避難所とし、その数はカナダ、オーストラリア、インド、南アフリカ、ニュージーランドの五カ国が当時受け入れたユダヤ難民の総数を越えていた<sup>19</sup>。太平洋戦争の勃発後、上海と外界の連絡路は海陸共に遮断され、ユダヤ難民は上海に入ることが不可能になってしまった。

1937年以前、上海にやって来たユダヤ難民たちの生活は小康状態を保っていたが、1937年7月の日中戦争開始以降、環境は日増しに悪化していった。そして、太平洋戦争への拡大に伴い、上海のユダヤ難民は危険な立場にたたされた。まず、日本がイギリス・アメリカと開戦し、上海租界を占領したことで、アメリカ系ユダヤ人組織はアメリカ政府の規定に従い、敵国日本がコントロールしている上海為替を停止した。次に、セファルディ系ユダヤ商人の多くは、イギリス国籍によって「敵性外国人」と見なされ、一ヶ所に集めて監禁されたために資金援助を継続できなくなった。こうして、上海ユダヤ難民コミュニティは未曾有の経済危機に陥った。また、日本内部の「親ユダヤ派」が勢力を失い、日本政府はユダヤ人に対して強硬策をとり始めた。まさにこのとき、ナチスドイツゲシュタポの駐日本首席代表ヨセフ・マイジンガー大佐が上海に到着し、日本当局に対して「最終解決」上海ユダヤ人計画（“Final Solution in Shanghai”）を提出した。

「マイジンガー計画」に関して、国際学術界には大きな争点が存在しているが、トケイ

ヤーの描写によって、おおよその計画の輪郭を見出すことができる。それは二つの実施段階に分かれていた。まず、上海のユダヤ人が1942年のユダヤ教の新年（西暦9月）に一家団欒する機会を利用し、急襲して取り囲みユダヤ人たちを捕獲する。続いて、果敢な措置を用いてこれらのユダヤ人を「解決する」。どんな方法を用いて彼らを「解決する」かについて、この計画は三つの選択肢を用意していた。1) 古い船を用いてユダヤ人を東シナ海沖まで運び、その後漂流させて飢え死にさせる。2) ユダヤ人を脅迫して黄浦江上流の廢鉱で苦役し過労死させる。3) 崇明島にゲッターを建設し、そこでユダヤ人に医学的実験を行い、彼らを苦痛の中でゆっくり死なせる<sup>20</sup>。アメリカユダヤ合同分配委員会の上海常駐代表L・マルゴリスの記憶によれば、「当時（1942年を指す——引用者注）日本当局の反西洋感情は明らかに高揚しており、東京から新たにやってきた憲兵将校は毎日虹口地区に通った。大塚大佐は既に上海を離れており、彼に代わった実吉大佐はユダヤ人問題に大塚大佐ほど関心がなかった。ある日、ペリツが我々に対して“日本人はいまユダヤ難民に対して危害を加える計画しており、難民を船に乗せて海上へ連れて行き沈めようとしている。我々は対策を立てなければならない”と言った。“我々はその他の信頼できる情報源からも同様の知らせを聞いた”<sup>21</sup>という。

各種の複雑な要因により、このヒトラーの「最終解決」を参考にした緻密な計画は実施されなかったが、しかし、上海の日本当局は、1943年2月に「無国籍難民隔離区」を設置した。これは日本上層部内各派勢力の妥協の結果であった。2月18日、上海の新聞とラジオ局は上海の日本当局の「無国籍難民の居住及び営業に関する布告」を発表した。

1. 軍事上の必要に基づき、本日より、およそ上海地区内に居住する無国籍難民は、その居住及び営業地区を以下の地区に限定する。共同租界内の兆豊路（現：高陽路）、茂海路（現：海門路）及び鄧脱路（現：丹徒路）のライン以東、楊樹浦河（現：楊樹浦港）以西、東熙華徳路（現：東長治路）、茂海路及び匯山路（現：霍山路）のライン以北、共同租界の境界線（引用者注：共同租界の北の境界を指す）以南。
2. 現在前項に於て指定された地区以外に居住或いは営業中の無国籍難民は、本布告の公布日より昭和18年（中華民國32年）5月18日までに、その住所或いは営業所を前項に指定された地域内に移さなければならない。現在前項に指定された地区以外の無国籍難民は、その居住や営業上必要な家屋、店舗及びその他の設備を売買、譲渡或いは賃借しようとする場合、まず先に当局の許可を得る必要がある。
3. 無国籍難民を除く人々は、許可を得ることなく第1項に指定された地域に移動することはできない。
4. およそ本布告に違反したり、本布告を妨害した者は、重罪を免れない。

上海方面大日本陸軍最高指揮官

上海方面大日本海軍最高指揮官

昭和18年（中華民國32年）2月18日<sup>22</sup>

これにより、約一万四千人（一説には一万八千人）のユダヤ難民が「指定地域」に追い込まれた。この二年半後、二万人近いユダヤ難民はこの「ゲッター」で生活し、1945年8月の戦争終結に至った。この間「ゲッター」内ではユダヤ人をヨーロッパのように虐殺しなかったが、しかし病気等で約二千人が死亡し、その多くは老人と子供であった。

## （2）無国籍難民の特殊な法的地位

早くから上海にいたドイツ系ユダヤ人は、1933年以後も依然としてドイツ国籍を有していた。しかし1935年になると、ナチスが公布したニュールンベルグ法により、その他のドイツ系ユダヤ人と同様、ドイツ国籍を剥奪された。その後、中央ヨーロッパ他の国家からきたユダヤ難民の多くも無国籍難民となったが、それは母国がドイツに占領され、あるいは母国政府がナチスに追従したために、ユダヤ人の国籍を剥奪されたからであった。このように、上海において中央ヨーロッパ系ユダヤ難民は、特殊な無国籍難民グループを形成した。上海の日本当局は「無国籍難民の居住及び営業に関する布告」を公布したとき、「ユダヤ人」や「ゲッター」の文字を使用せず、「無国籍難民」の一語を使用した。布告と同時に発表した文章の中で、日本当局は「無国籍難民」について、「1937年以来ドイツ（かつてのオーストリアやチェコを含む）、ハンガリーとかつてのポーランド、ラトビア、リトアニア、エストニア等の国から上海に避難してきた現在国籍を持たない者」と定義しており、実質上ヨーロッパ系のユダヤ難民を指していた。

当初、ヨーロッパ系ユダヤ難民は、独自のコミュニティ組織を持たず、以前より上海にあったユダヤ組織の活動に参加した。しかし時間がたつにつれて、彼ら中央ヨーロッパの伝統文化と無国籍身分によって、セファルディ系ユダヤ人やロシア系ユダヤ人との活動が困難になっていった。1939年7月、中央ヨーロッパ系ユダヤ難民はユダヤ文化協会を設立し、独立したユダヤ人のコミュニティの組織に向けた重要な一歩を踏み出した。1939年11月、中央ヨーロッパ系ユダヤ難民は独立したコミュニティ組織——“中欧ユダヤ協会”（Juedische Gemeinde）を設立した。中欧ユダヤ協会は相次いで、公益部、宗教部、法律部等の機関を設立し、「仲裁法廷」、「婦女連盟」、「聖葬社」等の組織を設立し、法律訴訟や宗教活動、教育衛生、葬儀事務などの具体的な問題を処理し、協会やコミュニティの活動を報じる『ユダヤ簡訊』を発行した。1941年6月29日、中欧ユダヤ協会は第一回選挙を行い、千人以上が投票に参加した。選挙によって二名の代表を選出し、さらに彼らの推薦した七人によって理事会を構成した。理事会はかなり広汎な代表性を持ち、メンバーには商人、職員、知識人、政治活動家や宗教人らがいた。1941年12月に太平洋戦争が勃発すると、中欧ユダヤ協会は改組を行い、自発的なコミュニティ組織から難民全体を代表する政治的団体へと進化した。管理範囲もあらゆる難民事務にわたるものに拡大し、無国籍難民と日本当局を連絡する代表機関となった。中央ヨーロッパ系ユダヤ難民が「無国籍難民隔離区」に移動した後は、中欧ユダヤ協会の働きはさらに重要となり、難民たちの利益維持のために多くの仕事をした。

協会の各種組織の中で、注目に値するのは「仲裁法廷」の設立である。中国に居住する外国人の司法問題は、当然中国政府によって処理されねばならず、如何なる国家及び国民も中国に独立的な法廷を設置することはできなかった。したがって、当初、上海の共同租界内にあった「会審公廨」も、中国政府の派出司法機関であった。このことから、ユダヤ「仲裁法廷」の設置は、上海及び中国歴史においても非常に珍しいことであったといえる。その原因は、主に二つがあげられる。まず、当時の上海を統治していたのは日本軍当局であった。彼らは管理の煩雑さを少なくするために、ユダヤ人たちに法律に関係する訴訟問題を自己処理させ、ユダヤ難民間の紛争を解決させた。彼らは中国行政当局ではなかったので、中国の主権を侵犯するような行為を意に介していなかった。次に、コミュニティ内部に宗教的な性質を持つ仲裁機関を設立することは、離散ユダヤコミュニティの伝統であった。早くもギリシャ時代、アレキサンドリアのユダヤコミュニティには独自の司法機関があった<sup>23</sup>。中央ヨーロッパ系ユダヤコミュニティと比較して、より早く成立していた上海のセファルディ系ユダヤコミュニティとロシア系ユダヤコミュニティのどちらにも仲裁機関がなかったとされているのは、外部に知られていないだけである。例えば上海のセファルディ系ユダヤ人の指導者 D・E・J・アブラハムはコミュニティの民間治安判事となっている<sup>24</sup>。ロシア系ユダヤコミュニティも、1939年12月の極東ユダヤコミュニティ代表大会の報告の中で、数ヶ月後に設置するコミュニティ付属の仲裁裁判所について明示していた<sup>25</sup>。ヨーロッパ系ユダヤ難民が大量に上海に流入した後、援助欧州来滬ユダヤ難民委員会と国際救済欧州難民委員会にも司法問題処理機構を設立したが、前者は1939年夏に欧州僑民仲裁法廷を設立したし、後者もまもなく調停所を成立して、主に非ユダヤ系ヨーロッパ難民との間のトラブルを解決した。上海の中央ヨーロッパ系ユダヤ難民の「仲裁法廷」は、中国の国土に設立され、初めて当局に認可された外国人による司法機関であった。しかし、そこで司法権を行使する「外国人」は無国籍であり、中国政府に認可されたのではなく、日本占領当局により許可されたものだった。

上海の中央ヨーロッパ系ユダヤ難民の「仲裁法廷」は、1940年2月18日に唐山路416弄22号内に設立され、裁判官、弁護士、弁護士助手、評判員によって組織された。また同時に仲裁委員会も組織された。この委員会は、仲裁裁判法廷にかかわる章程や規則を制定した。法廷の主要な任務は調停であり、処罰権でないこと、仲裁法廷は四審制を規定し、第一審から第三審まですべて調停であると定めている。第四審のみが裁判であり、法廷は五人の裁判官によって組織され、裁判長はドイツでかつて地方初審法院裁判官を勤めたアルフレッド・ラスコウィッツ (Alfred Laskowitz) 博士であった。この他、中央ヨーロッパ系ユダヤ人は弁護士公会も設立し、あわせて百名近い弁護士を有してユダヤ難民のための法律サービスを提供した。このユダヤ仲裁法廷は、七年間で千件以上の訴訟を処理した。当時のユダヤ難民の回想によれば、ユダヤ難民は「かなり大きな内部の摩擦を抱えていたが……双方は一般的に日本や中国当局に助けを求めず、難民仲裁法廷によって解決した」という<sup>26</sup>。

この法廷のある唐山路は、日本当局が設立した「無国籍難民隔離区」内にあり、したがって日本当局が中央ヨーロッパ系ユダヤ難民を「無国籍難民隔離区」に移動するよう命令した後も活動に影響をうけなかった。戦後1947年になって、仲裁法廷はようやく取締を受けた。当時の中国政府の文書には「上海滞在のユダヤ人が設立した仲裁法廷は、我が国の主権を侵すため閉鎖せねばならず……今後中国のあらゆるユダヤ人は民事訴訟、刑事訴訟がある場合、わが国の司法機関に対して提訴すべきである」とある<sup>27</sup>。

最後に指摘しておきたいのは、ポーランド系ユダヤ人が相対的に独立したグループであり、しかも彼らは一貫して自分達を無国籍難民と認めなかったことである。1941年10月、東欧ユダヤ難民援助委員会の A・オーベンハイムは援助欧州来滬ユダヤ難民委員会の責任者スピルマンにあてた書簡の中で、「ポーランド人とリトアニア人は宗教的習慣、性格、言語面で受けてきた教育が他の難民とは全く異なり、私は彼らがその他の難民より劣っているか否かを言うつもりはないが、しかし彼らは全く異なるので、単独で一つの団体を組織する必要がある」<sup>28</sup>と指摘していた。実際に、ポーランド難民は正式なコミュニティ組織を設立していないにもかかわらず、終始一団を形成し、活動するときにはポーランド語を話し、ドイツ系ユダヤ人やロシア系ユダヤ人との間に無形の境界線を存在させていた。日本当局がヨーロッパ系ユダヤ難民に対し、虹口ゲットーへの移動を要求したとき、ポーランド系難民は抵抗したが、その理由は彼らが「無国籍難民」ではなく、ドイツ系・オーストリア系ユダヤ人と異なるためであり、彼らの政府は依然ロンドンで活動しているというものであった。その後、彼らはゲットーに移らざるを得なくなったが、そのときの抗議行動もポーランド系ユダヤ人の特殊性を示すものだった。また、ポーランド系ユダヤ人の宗教活動も独特である。ポーランド系ユダヤ難民は、上海で非常に珍しいユダヤ教の超正統派であり、特にハシード派の宗教文化と教育活動は珍しかった。ミール神学院と他の小神学院等の四百余名の学生とラビたちは、あまり利用されていなかったアハロン・シナゴグを自らの学院とし、戦争の間もずっと学問を続けた。その結果、ヨーロッパの著名なミール神学院は、他の神学院のようにナチスに破壊されることがなく、東方の大都市でさらなる発展を遂げたのである。

## 注

- 1) セファルディ系ユダヤ人 (Sephardi)：もともとはスペインやポルトガルを追われたユダヤ人を指したが、後には広く地中海沿岸や中東国家のユダヤ人を指すようになった。
- 2) シオニズム (Zionism)：離散ユダヤ人にパレスチナへ戻り、新国家の建設を促す運動で、彼らの聖なるシオン山を象徴としていることから、シオニズム呼ばれている。
- 3) Dennis Leventhal: *The Jewish Community of Hong Kong, An Introduction*, Hong Kong 1988, p. 3.
- 4) 張仲礼、陳曾年『沙遜集团在旧中国』北京、1985年、6頁。
- 5) アシュケナジー (Ashkenazi)：もともとフランス北部、ドイツ、スラブ諸国に住んでいたユダヤ人と世界各地の彼らの子孫を指す。

- 6) 馬文・托克耶、瑪麗・斯沃茨『河豚魚計画——二戦時日本人と猶太人之間一段不為人知的故事』上海三聯書店、1992年、35頁。
- 7) 黒龍江省地方志編纂委員会編『黒龍江省志69巻・外事志』黒龍江人民出版社、1993年、137頁。
- 8) 同上書、149頁。
- 9) 房建昌「近代天津の猶太人」『天津文史資料選輯』1996年第2期、54頁。
- 10) 同上。
- 11) 『遠東方』1926年12月7日。
- 12) 万斯白『掲開大秘密——日本在華間諜』黒龍江人民出版社、1990年、156頁。
- 13) 房建昌「偽満洲国時期的哈尔滨猶太人」『遼寧師範大学学报』(社科版)、1996年第4期、80頁。
- 14) 托克耶他、前掲書、37頁。
- 15) 汪之成『上海俄僑史』上海三聯書店、1993年、472-473頁。
- 16) 李巨廉、金重遠主編『第二次世界大戦百科詞典』上海辞書出版社、1994年、184頁。
- 17) J. Hurewitz, *Diplomacy in the Near and Middle East, A Documentary Record Vol. II 1914-1956*, Princeton, 1956, 218 p.
- 18) A. Grobman & D. Landes, *Genocide, critical Issue of the Holocaust*, Los Angeles, 1983, p. 299.
- 19) Grobman, op. cit, p. 298.
- 20) 托克耶他、前掲書、37頁。
- 21) 潘光、李倍棟主編『猶太人憶上海』上海市政協文史資料編輯部、1995年、27頁。
- 22) 『新聞報』1943年2月18日。
- 23) 阿巴・埃班『猶太史』中国社会科学出版社、1986年、75頁。
- 24) 宇都宮希洋『上海猶太銘鑑』国際政経学会、東京、1937年、5-7頁。
- 25) 満鉄調査部『第三回極東猶太民団代表大会概観』(猶太問題調査資料第22輯)、大連、1940年、52頁。
- 26) William Schurtman へのインタビュー記録、1996年6月16日、ニューヨーク。
- 27) 上海『大公報』1947年8月23日。
- 28) 戴維・克蘭茨勒『上海猶太難民社区 1938~1945』上海三聯書店、1991年、219頁。

キーワード ユダヤ 国籍 難民 法廷 ゲッター

(PAN Guang)  
(Tr. by SAKAIDA Yukiko)